就学援助費申請書の提出のお願い

保護者の方は必ず お読みください



【就学援助の申請書は全員提出してください】

- ・申請する、しないに関わらず、このお知らせを受け取った世帯は必ずどちらかを学校に提出してください。 なお、私立学校や特別支援学校のみに通学の方は提出不要です。
- ・学校で決められた提出期限を過ぎると就学援助費の支給が遅くなる、受け取れなくなることがあります。

①ご自宅に申請書一式 が届きます

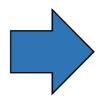
②「申請する方用」または「申請しない方用」 の必要事項を記入します

③専用の提出用封筒に記入した 申請書を入れ学校に提出







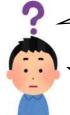




※届かない場合は

裏面問合せ先までご連絡ください

※「川崎市立小・中学校(特別支援学校を除く)のうち、 世帯で年齢が最も上のお子様の学校」に提出



Q1: そもそも就学援助ってなに?

Q2: 就学援助費を受け取れる人は どんな人なの? A1: お子様が市立小・中学校に通うのに 必要な費用を援助します。

(例)







学用品費

給食費

修学旅行費

※原則、学校徴収金の支払いは必要です。

A2: 次の申請理由のどれかに当てはまる方は、就学援助費の申請をすることができます。

当てはまるかわからないが就学援助をご希望の場合は、気にせず申請をしてください。

申請理由							
(1)	生活保護の受給						
(2)	今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止						
(3)	児童扶養手当を受給						
	※「児童手当」「特別児童扶養手当」は対象外						
(4)	令和5年の所得が基準額以下(目安額参照)						
(5)	その他経済的に困っている						
(6)	家計が急変した						

※(5)、(6)については別紙「認定基準額を超過しても援助を要すると 認められる理由及び必要書類について」を確認してください。

世帯人数	合計所得(目安徽	額)	
2人	約 230 万円		
3人	約 286 万円		
4人	約 330 万円		
5人	約 379 万円		
6人	約 430 万円		
7人	約 482 万円	裏	nii
8人	約516万円	こ	覧

※給与所得や年金所得がある場合は、 その合計所得額から10万円控除

します。

ださい

就学援助年間スケジュール

_													
	R6.4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1 月	2月	3月	4月
Ī													
	令和6年度就学援助費申請書受付期間												
	申請書をご自宅に郵送学校への提出締切※1			認定結果通知※2	第1回支給		第2回支給※3		第3回支給			第4回支給	

- ※1 申請書は学校への提出締切日以降も令和7年3月まで随時受け付けますが、 認定の場合、原則として申請月以降が援助の対象となります。
- ※2 認定結果通知は、年度途中申請者や追加書類の提出者に対し、8月以降も支給時期に合わせ随時送付します。
- ※3 第2回支給は第1回で支給がなかった方や修学旅行費等の支給がある方のみが 対象です。

<u>令和7年度から変わります!</u>

→ → → → → → → → 令和6年度末時点で就学援助 が認定されている方は、令和 7年度の就学援助費申請時に 申請書の提出が不要になります

就学援助費の種類及び金額(下表は令和5年度)

援助費目		小学校		中学校			
按 切負日	1年	2~5年	6年	1年	2年	3年	
学用品費•通学用品費	11,630円	13	3,900 円	22,730円	25,000円		
子用00頁 地子用00頁	(年額)	((年額)	(年額)	(年額)		
校外活動費(※)		1,600円(年額	額)	2,310円(年額)			
夏季施設参加費		実費支給			実費支給		
自然教室参加費(食事代)		小5のみ		3,140円			
(*)		3,140円		3,140 円			
通学費	実費支給(学区内居住者で	2 ㎞以上の場合	実費支給(学区内居住者で3㎞以上の場合			
迪子 頁		のみ)		のみ)			
新入学児童生徒学用品費	54,060 円		新入学準備金	63,000 円			
利八子汽里工促于用回貝	J4,000 FJ		63,000円	03,000			
修学旅行費(※)			実費支給		実費支給		
クラブ活動費				20,280円	12,480円	7,200円	
フ ノノ 心 到員				(年額)	(年額)	(年額)	
卒業アルバム代等			実費支給			実費支給	
千米アルハムハ寺			(上限11,000円)			(上限8,800円)	
学校病医療費(※)	実費			実費			
学校給食費	実費(就学援助認定後、市が実費を負担)						

- ・生活保護受給者は(※)の援助費目のみ支給対象
- ・就学援助の認定までは給食費をお支払いいただき、認定後、認定対象期間中の支払い分を健康給食推進室から給食費の登録口座に 還付します。

問合せ先

就学援助制度全般 総務部学事課

044-200-3736

ホームページ:http://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-4-0-0-0-0-0-0-0-html English / 中文 / 한글 / Español / Português / ภาษาไทย / Người việt nam / Filipino / नेपाली

学校病医療費 学校給食費 学校教育部健康教育課 健康給食推進室 044-200-3293 044-200-2539

